

令和 8 年度

長 崎 県 立 特 別 支 援 学 校 入 学 者 選 考

実 施 要 領

- I 幼稚部
- II 高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、
希望が丘高等特別支援学校を除く。）及び
高等部専攻科
- III 高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、
希望が丘高等特別支援学校）
- IV 高等部訪問教育
- V 付録

長 崎 県 教 育 委 員 会

目 次

I 特別支援学校幼稚部入学者選考実施要領

1	募 集	1
2	募 集 要 項	1
3	志 願 の 手 続 き	1
4	検 査 等	2
5	選 考	3
6	合 格 者 の 発 表	3
7	二 次 募 集	3
8	そ の 他	4
	県外からの入学志願に関する特殊事情承認願（幼稚部様式Ⅰ）	5

II 特別支援学校高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、希望が丘高等特別支援学校を除く。）及び高等部専攻科入学者選考実施要領

1	募 集	6
2	募 集 要 項	6
3	志 願 の 手 続 き	7
4	検 査 等	8
5	選 考	9
6	合 格 者 の 発 表	9
7	二 次 募 集	9
8	そ の 他	10

III 特別支援学校高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、希望が丘高等特別支援学校）入学者選考実施要領

1	募 集	12
2	募 集 要 項	12
3	志 願 の 手 続 き	13
4	検 査 等	14
5	選 考	15
6	合 格 者 の 発 表	15
7	追 検 査	15
8	二 次 募 集	17
9	そ の 他	17
	各特別支援学校の検査期日等	19
	県外からの入学志願に関する特殊事情承認願（高等部様式Ⅰ）	23
	追検査受検願（高等部様式Ⅱ）	24
	追検査受検の承認について（高等部様式Ⅱ－Ⅰ）	25
	追検査受検許可証（高等部様式Ⅱ－Ⅱ）	26

Ⅳ 特別支援学校高等部訪問教育入学者選考実施要領

1	募 集	2 7
2	募 集 要 項	2 7
3	志 願 の 手 続 き	2 7
4	選 考	2 8
5	合 格 者 の 発 表	2 9
6	そ の 他	2 9
	高等部訪問教育入学願書（訪問様式1）	3 0
	高等部訪問教育調査書（訪問様式2）	3 1

Ⅴ 付録

特別支援学校入学者選考検査得点の開示について	3 5
簡易開示処理表（様式6－1 参考様式）	3 6
令和8年度 長崎県立特別支援学校入学者選考検査 簡易開示実施報告書（様式6－2）	3 7

I 特別支援学校幼稚部入学者選考実施要領

I

募集

1 応募資格

学校教育法施行令第22条の3に示す障害の区分及び程度に該当する者で、保護者等と共に本県に在住し、かつ、次に該当する者とする。

3歳児クラス 令和4年4月2日から令和5年4月1日に生まれた者

4歳児クラス 令和3年4月2日から令和4年4月1日に生まれた者

5歳児クラス 令和2年4月2日から令和3年4月1日に生まれた者

2 募集定員

募集定員は、令和7年12月中に定める。

2

募集要項

- 1 志願先校長は、この実施要領に基づき募集要項を作成し、令和7年10月31日（金）までに特別支援教育課長あて電子メールで提出する。 【募集定員は未記入のまま提出する。】
- 2 志願者は、志願先学校で実施される教育相談等で配付される募集要項を取得する。

3

志願の手続き

1 志願

入学志願は、1校に限るものとする。

2 入学願書等の作成・提出

(1) 入学願書等の作成と選考手数料

- ① 志願者は、入学願書（志願先校長が定める様式）を作成し、入学願書、その他必要な書類を志願先校長に提出する。
- ② 選考手数料は無料とする。

(2) 入学願書等の受付期間

志願先学校での入学願書受付期間は、令和8年2月2日（月）から2月6日（金）まで（必着）とし、受付時間は、9時から16時（最終日は12時）までとする。

(3) 入学願書等の受理

志願先校長は、入学願書等を受理したときは、受領書及び受検票（志願先校長が定める様式）を交付する。

(4) 入学志願者数の報告

志願先校長は、入学願書の受付締切後、次により特別支援教育課長に報告する。

電子メール報告

【令和8年2月6日（金）12時から13時までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式①により電子メールで報告する。】

3 県外からの志願

(1) 県外から入学を志願する者は、入学願書等の提出期限の10日前までに、幼稚部様式Ⅰ「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」（以下「県外特殊事情承認願」という。）及び当該都道府県教育委員会（政令指定都市を含む。以下「当該県教育委員会」という。）からの依頼書を本県教育庁特別支援教育課長（以下「特別支援教育課長」という。）あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。

(2) 本県教育委員会は、「県外特殊事情承認願」を承認した場合は、「県外特殊事情承認願」に本県教育委員会教育長の承認印を押印のうえ、当該都道府県教育委員会へ送付する。当該都道府県教育委員会は、志願者あて送付する。

(3) 「県外特殊事情承認願」を承認された者は、本県教育委員会教育長の承認印のある「県外特殊事情承認願」を入学願書に添えて、志願先校長へ提出する。

4

検査等

1 検査会場

検査会場は、志願先の各特別支援学校（分校・分教室を含む。）とする。

2 検査内容

必要な検査の内容については、志願先校長が定めたものによる。

3 面接

志願先校長は、県教育委員会が別途定める入学者選考面接実施要領に基づいて、面接実施計画書を作成し、令和7年12月24日（水）までに、特別支援教育課長に電子メールでパスワードを設定して提出するものとする。

4 検査期日等

(1) 検査期日等は、19ページに示すとおりとする。

(2) 日程については、志願先校長が定める。

5 検査の実施等

検査の実施及び評価等は、志願先学校がこれに当たる。

6 その他

特別の事情が生じた場合は、学校長は、直ちにその旨を特別支援教育課長に報告し、適切な処置をとること。

5

選考

1 選考

入学者の選考は、志願者から提出された書類、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、志願先校長が行う。

2 入学者選考委員会

選考に当たっては、校長は入学者選考委員会を設置し、選考の公正を期するものとする。

6

合格者の発表

1 発表

令和8年3月5日（木）14時00分に各志願先学校のホームページにおいて受検番号の
みを発表する。

また、別途、保護者あて通知する。

2 報告

特別支援学校長は、合格発表後、次により特別支援教育課長に報告する。

電子メール報告

【合格発表日の14時00分から15時00分までに、令和7年度版特別支援学校教務必携
に示す別紙様式②により電子メールで報告する。】

7

二次募集

1 実施校

合格発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない学校等においては、二次募集を行うものとする。

2 募集定員

募集定員は、原則として各学校の募集定員に対する欠員数とする。

3 検査期日等

(1) 検査期日等は、19ページに示すとおりとする。

(2) 日程については、志願先校長が定める。

4 検査の実施等

原則として一次募集に準じて行うものとする。

5 合格者の発表等

発表期日は19ページに示すとおりとし、9時30分に各志願先学校のホームページにおいて受検番号のみ発表する。その他については、原則として一次募集に準じて行うものとする。

8

その他

1 入学許可

(1) 特別支援学校長は、合格者のうち手続きをした者に対して、入学を許可する。

(2) 特別支援学校長は入学許可者数を、令和8年4月13日(月)までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す報告用紙(様式7)により、特別支援教育課長に電子メールで報告する。

2 県外への志願

県内から県外の都道府県(政令指定都市含む。)立特別支援学校への志願は、当該県教育委員会の定めるところによる。この場合、次の点に留意すること。

(1) 志願者は、その志願する当該県教育委員会に各自で照会し、志願に必要な書類の交付を受けること。

(2) 本県教育委員会教育長の承認等が必要な場合は、特別支援教育課長あてに願い出ること。郵送のときは、郵送料(返信料・書留速達料を含む。)を添えること。

3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。

(幼稚園様式Ⅰ)

県外からの入学志願に関する特殊事情承認願

令和 年 月 日

長崎県教育委員会教育長 様

保護者氏名

下記の特殊事情を承認して下さるようお願いいたします。

なお、貴県以外の特別支援学校へは志願しておりません。

志願者	氏 名		生年月日	令和 年 月 日生
	現 住 所			
	入学後の住所 (予 定)			
	出身(最終) 幼稚園 又は 保育所 又は 幼保連携型 認定こども園			
保護者	氏 名		志願者との続柄	
	現 住 所			
	長崎県内住所 (予 定)		転居年月日 (予 定)	令和 年 月 日
準保 ず護 る者 者に	氏 名		志願者との 続柄・間柄等	
	長崎県内住所	(電話番号)		
志 願 先 学 校		学校		
特殊 事情	(具体的に)			

上記の願いを承認します。

令和 年 月 日

長崎県教育委員会教育長 前 川 謙 介

印

(注1) 虚偽の記載をした者については、当該校長は受検又は合格を取り消すことができる。

出身(最終) 幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園に該当しない場合は斜線を引くこと。

(注2) 保護者に準ずる者については、保護者が本県に居住できない場合に、祖父母、親戚等を記入すること。

Ⅱ 特別支援学校高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、希望が丘高等特別支援学校を除く。）及び高等部専攻科入学者選考実施要領

| | |---| | Ⅰ | |---| 募集

Ⅰ 応募資格

学校教育法施行令第22条の3に示す障害の区分及び程度に該当する者で、保護者等と共に本県に在住し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

（Ⅰ） 高等部

① 特別支援学校中学部もしくは中学校を卒業した者、又は令和8年3月に卒業する見込みの者

② 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

（Ⅱ） 高等部専攻科

① 特別支援学校高等部もしくは高等学校を卒業した者、又は令和8年3月に卒業する見込みの者

② 学校教育法施行規則第150条の各号の一に該当する者

Ⅱ 募集定員

令和7年12月中に定める。

| | |---| | 2 | |---| 募集要項

Ⅰ 志願先校長は、この実施要領に基づき募集要項を作成し、令和7年10月31日（金）までに特別支援教育課長あて電子メールで提出する。【募集定員は未記入のまま提出する。】

Ⅱ 志願者の在籍（又は出身）校の校長は、志願先学校が実施する生徒募集説明会等で配付される募集要項を取得し、志願者に提供する。

1 志願

入学志願は、1校に限るものとし、長崎県公立高等学校、又は他の県立特別支援学校との併願はできない。（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の不合格者は除く。）

2 県外からの志願

- (1) 県外から入学を志願する者は、入学願書等の提出期限の10日前までに、高等部様式Ⅰ「県外特殊事情承認願」及び当該都道府県教育委員会からの依頼書を特別支援教育課長あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 本県教育委員会は、「県外特殊事情承認願」を承認した場合は、「県外特殊事情承認願」に本県教育委員会教育長の承認印を押印のうえ、当該県教育委員会へ送付する。当該県教育委員会は、志願者あて送付する。
- (3) 「県外特殊事情承認願」を承認された者は、本県教育委員会教育長の承認印のある「県外特殊事情承認願」を入学願書に添えて、志願先校長へ提出する。

3 入学願書等の作成・提出

- (1) 入学願書等の作成と選考手数料
 - ① 志願者は、入学願書（志願先校長が定める様式）を作成し、志願先校長が必要とする書類とともに、在籍（又は出身）校の校長に提出する。
 - ② 選考手数料は無料とする。
- (2) 調査書等の作成
志願者の在籍（又は出身）校の校長は、志願者の調査書及びその他必要な書類（志願先校長が定める様式）を作成する。
- (3) 入学願書等の提出
志願者の在籍（又は出身）校の校長は、入学願書、調査書、その他必要な書類を志願先校長に提出する。
- (4) 入学願書等の受付期間等
志願先学校での入学願書受付期間は、令和8年2月2日（月）から2月6日（金）まで（必着）とし、受付時間は、9時から16時（最終日は12時）までとする。
- (5) 入学願書等の受理
志願先校長は、入学願書等を受理したときは、受領書及び受検票（志願先校長が定める様式）を交付する。
- (6) 入学志願者数の報告
志願先校長は、入学願書の受付締切後、次により特別支援教育課長に報告する。
電子メール報告
【令和8年2月6日（金）12時から13時までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式Ⅰ（高等部専攻科は別紙様式ア）により電子メールで報告する。】

4 検査時に配慮が必要な受検者への対応

- (1) 通常の方法による受検が困難と認められる場合、志願者の在籍（又は出身）校の校長は入学願書受付期間より前、又は入学願書受付期間に志願先（受付期間より前は志願予定の）校長に対し、受検上必要と考えられる配慮措置について申請を行う。申請は、当該受検者の志願の予定が明らかとなった時点からできるだけ速やかに行うこと。

なお、障害等の種類や程度により、志願の予定が明らかになる以前においても相談の必要があると判断した場合、市町立中学校長は市町教育委員会を通じて、県立学校長は直接、県教育庁特別支援教育課長あて申請を行うこと。

申請にあたっては、志願先学校が定める配慮申請書又は任意様式で行うこと。

- (2) 申請を受けた志願先校長は、障害等の種類や程度、中学校等における生活状況や指導上の配慮事項、個別の教育支援計画への配慮についての記載状況等を勘案し、検査方法や検査場等について適切な措置を決定する。決定した措置については、適切に当該措置を講じるものとする。志願先校長が県教育庁特別支援教育課との協議を必要と判断するものについては、速やかに連絡を行うこと。

4

検査等

1 検査会場

検査会場は、志願先の各特別支援学校（分校・分教室を含む。）とする。

2 学力検査等

学力検査、その他必要な検査の内容については、志願先校長が定めたものによる。ただし、知的障害及び視覚障害・肢体不自由・病弱特別支援学校高等部の学力検査については、県教育委員会において作成したものとし、検査日時、検査問題等の配付、必要な注意事項等は別に示す。

3 面接

志願先校長は、県教育委員会が別途定める入学者選考面接実施要領に基づいて、面接実施計画書を作成し、令和7年12月24日（水）までに、特別支援教育課長に電子メールでパスワードを設定して提出するものとする。

4 検査期日等

- (1) 検査期日等は、19～22ページに示すとおりとする。
(2) 日程については、志願先校長が定める。

5 検査の実施等

検査の実施及び採点等は、志願先学校がこれに当たる。

6 その他

特別の事情が生じた場合は、校長は、直ちにその旨を特別支援教育課長に報告し、適切な処置をとること。

5

選考

1 選考

入学者の選考は、志願者の在籍（又は出身）校の校長から提出された調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、志願先校長が行う。

2 入学者選考委員会

選考に当たっては、校長は入学者選考委員会を設置し、選考の公正を期するものとする。

6

合格者の発表

1 発表

令和8年3月5日（木）14時00分に各志願先学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

2 報告

特別支援学校長は、合格発表後、次により特別支援教育課長に報告する。

電子メール報告

【合格発表日の14時00分から15時00分までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式2（高等部専攻科は別紙様式イ）により電子メールで報告する。】

7

二次募集

1 実施校

合格発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない学校等においては、二次募集を行うものとする。

2 募集定員

募集定員は、原則として各学校・学科の募集定員に対する欠員数とする。

3 検査期日等

- (1) 検査期日等は、19～22ページに示すとおりとする。
- (2) 日程については、志願先校長が定める。

4 検査の実施等

原則として一次募集に準じて行うものとする。

5 合格者の発表等

発表期日は19～22ページに示すとおりとし、9時30分に各志願先学校のホームページにおいて受験番号のみ発表する。その他については、原則として一次募集に準じて行うものとする。

8

その他

1 個別の教育支援計画の提出

在籍（又は出身）校の校長は、学校教育法施行規則第134条の2の2号及び第141条の2に基づき、合格者の個別の教育支援計画を令和8年3月19日（木）までに、合格先の特別支援学校長に提出する。ただし、学校教育法施行規則第95条1号に該当する者については、この限りではない。

2 入学許可

- (1) 特別支援学校長は、合格者のうち手続きをした者に対して、入学を許可する。
- (2) 特別支援学校長は入学許可者数を、令和8年4月13日（月）までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す報告用紙（様式7）により、特別支援教育課長に電子メールで報告する。
- (3) 特別支援学校長は、令和8年4月13日（月）までに、入学許可した生徒の氏名を出身中学校等の校長に通知するものとする。
- (4) 出身中学校等の校長は、入学した生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を令和8年4月20日（月）までに、入学先の特別支援学校長に送付する。
なお、送付状（鑑）の公印をもって、すべてが原本と相違ないことを証明するものとする。
- (5) 入学した生徒の指導要録の抄本又は写し等を受理した特別支援学校長は、速やかに受領書（様式は任意）を出身中学校等の校長に送付する。

3 県外への志願

県内から県外の都道府県（政令指定都市含む。）立特別支援学校への志願は、当該都道府県教育委員会の定めるところによる。この場合、次の点に留意すること。

- (1) 志願者は、その志願する当該県教育委員会に各自で照会し、志願に必要な書類の交付を受けること。

- (2) 本県教育委員会教育長の承認等が必要な場合は、特別支援学校長及び中学校長を経由して、特別支援教育課長あてに願い出ること。郵送のときは、郵送料（返信料・書留速達料を含む。）を添えること。

4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。

Ⅲ 特別支援学校高等部（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科、 希望が丘高等特別支援学校）入学者選考実施要領

| | |---| | I | |---| 募集

1 応募資格

学校教育法施行令第22条の3に示す障害の知的障害者区分及び程度に該当する者で、保護者等と共に本県に在住し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 特別支援学校中学部もしくは中学校を卒業した者、又は令和8年3月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

2 募集定員

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科の募集定員は、8名とする。
希望が丘高等特別支援学校の募集定員は、32名とする。

3 入学者選考

- (1) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の入学者選考は、他校より早い期日に実施する。
- (2) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の受検者のうち不合格者については、二次募集を実施する他の特別支援学校（職業学科）及びⅡに示す特別支援学校への志願を可能とする。

| | |---| | 2 | |---| 募集要項

- 1 志願先校長は、この実施要領に基づき募集要項を作成し、令和7年10月23日（木）までに特別支援教育課長あて電子メールで提出する。
- 2 志願者の在籍（又は出身）校の校長は、志願先学校で実施される生徒募集説明会等で配付される募集要項を取得し、志願者に提供する。

1 志願

入学志願は、1校に限るものとし、長崎県公立高等学校、又は他の県立特別支援学校との併願はできない。

2 県外からの志願

- (1) 県外から入学を志願する者は、入学願書等の提出期限の10日前までに、高等部様式Ⅰ「県外特殊事情承認願」及び当該都道府県教育委員会からの依頼書を特別支援教育課長あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 本県教育委員会は、「県外特殊事情承認願」を承認した場合は、「県外特殊事情承認願」に本県教育委員会教育長の承認印を押印のうえ、当該県教育委員会へ送付する。当該県教育委員会は、志願者あて送付する。
- (3) 「県外特殊事情承認願」を承認された者は、本県教育委員会教育長の承認印のある「県外特殊事情承認願」を入学願書に添えて、志願先校長へ提出する。

3 入学願書等の作成・提出

- (1) 入学願書等の作成と選考手数料
 - ① 志願者は、入学願書（志願先校長が定める様式）を作成し、志願先校長が必要とする書類とともに、在籍（又は出身）校の校長に提出する。
 - ② 選考手数料は無料とする。
- (2) 調査書等の作成
志願者の在籍（又は出身）校の校長は、志願者の調査書及びその他必要な書類（志願先校長が定める様式）を作成する。
- (3) 入学願書等の提出
志願者の在籍（又は出身）校の校長は、入学願書、調査書、その他必要な書類を志願先校長に提出する。
- (4) 入学願書等の受付期間等
志願先学校での入学願書受付期間は、令和7年12月1日（月）から12月5日（金）まで（必着）とし、受付時間は、9時から16時（最終日は12時）までとする。
- (5) 入学願書等の受理
志願先校長は、入学願書等を受理したときは、受領書及び受検票（志願先校長が定める様式）を交付する。
- (6) 入学志願者数の報告
志願先校長は、入学願書の受付締切後、次により特別支援教育課長に報告する。
電子メール報告
【令和7年12月5日（金）12時から13時までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式Ⅰにより電子メールで報告する。】

4 検査時に配慮が必要な受検者への対応

- (1) 通常の方法による受検が困難と認められる場合、志願者の在籍（又は出身）校の校長は入学願書受付期間より前、又は入学願書受付期間に志願先（受付期間より前は志願予定の）校長に対し、受検上必要と考えられる配慮措置について申請を行う。申請は、当該受検者の志願の予定が明らかとなった時点からできるだけ速やかに行うこと。

なお、障害等の種類や程度により、志願の予定が明らかになる以前においても相談の必要があると判断した場合、市町立中学校長は市町教育委員会を通じて、県立学校長は直接、県教育庁特別支援教育課長あて申請を行うこと。

申請にあたっては、志願先学校が定める配慮申請書又は任意様式で行うこと。

- (2) 申請を受けた志願先校長は、障害等の種類や程度、中学校等における生活状況や指導上の配慮事項、個別の教育支援計画への配慮についての記載状況等を勘案し、検査方法や検査場等について適切な措置を決定する。決定した措置については、適切に当該措置を講じるものとする。志願先校長が県教育庁特別支援教育課との協議を必要と判断するものについては、速やかに連絡を行うこと。

4

検査等

1 検査会場

検査会場は、志願先の各特別支援学校とする。

2 学力検査等

学力検査は、県教育委員会において作成したものとし、検査日時、検査問題等の配付、必要な注意事項等は別に示す。

3 面接

志願先校長は、県教育委員会が別途定める入学者選考面接実施要領に基づいて、面接実施計画書を作成し、令和7年11月14日（金）までに特別支援教育課長に電子メールでパスワードを設定して提出するものとする。

4 検査期日等

- (1) 検査期日は、20～21ページに示すとおりとする。
(2) 日程については、志願先校長が定める。

5 検査の実施等

検査の実施及び採点等は、志願先学校がこれに当たる。

6 その他

特別の事情が生じた場合は、校長は、直ちにその旨を特別支援教育課長に報告し、適切な処置をとること。

5

選考

1 選考

入学者の選考は、志願者の在籍（又は出身）校の校長から提出された調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、志願先校長が行う。

2 入学者選考委員会

選考に当たっては、校長は入学者選考委員会を設置し、選考の公正を期するものとする。

6

合格者の発表

1 発表

令和8年1月21日（水）14時00分に各志願先学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

2 報告

特別支援学校長は、合格発表後、次により特別支援教育課長に報告する。

電子メール報告

【合格発表日の14時00分から15時00分までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式2により電子メールで報告する。】

7

追検査

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の志願者のみ、インフルエンザ等のやむを得ない理由で入学者選考を受検できなかった場合、追検査を受検することができる。

1 追検査の対象

(1) 対象者

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の志願者で、本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査の一部又はすべてにおいて本検査場及び別室での受検が困難な者に限る。

(2) 追検査の対象としては、原則として以下の事由によるものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状等の体調不良、不慮の事故による骨折等、本人に帰責されない身体・健康上の理由により、本検査を受検できないと判断された者

- ② 本検査当日の保護者の葬儀等、本検査の受検ができない相当の理由があると判断された者

2 追検査の申請及び承認

(1) 受検の申請

志願者の在籍（又は出身）中学校長は、追検査の受検希望があった場合は直ちに、志願先校長に電話で連絡するとともに、「追検査受検願」（高等部様式Ⅱ）を志願先校長に提出する。

さらに志願者の在籍（又は出身）中学校長は、令和8年1月14日（水）12時までに、「受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）」を志願先校長に提出する。

(2) 受検の承認

志願先校長は、追検査受検を承認したときは、追検査受検を承認する文書（高等部様式Ⅱ－1）及び追検査受検許可証（高等部様式Ⅱ－2）を志願者の在籍（又は出身）中学校長に交付する。なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

3 受検希望者の報告

志願先校長は令和8年1月14日（水）13時までにその旨を特別支援教育課長に電話で報告する。

4 検査会場

検査会場は、志願先の各特別支援学校とする。

5 検査期日等

令和8年1月19日（月）

日程等詳細については、志願先学校が実施する生徒募集説明会等で配付される募集要項を取得し、志願者に提供する。

6 選考

選考は、志願者の在籍（又は出身）中学校の校長から提出された調査書等の書類及び追検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料として志願先校長が行うものとし、本検査の受検者と同様に定員内で選考する。

7 合格者の発表

原則として本検査に準じて行うものとする。

8 その他

(1) 検査における受検票及び写真票については、本検査のものを使用する。

(2) 追検査受検者に対する注意事項は、本検査に準じるものとする。

1 実施校

合格発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない学校等においては、二次募集を行うものとする。ただし、不合格校に志願することはできない。

2 募集定員

募集定員は、原則として各学校・学科の募集定員に対する欠員数とする。

3 検査期日等

- (1) 検査期日等は、20～21ページに示すとおりとする。
- (2) 日程については、志願先校長が定める。

4 検査の実施等

原則として一次募集に準じて行うものとする。

5 合格者の発表等

発表期日は20～21ページに示すとおりとし、その他については、原則として一次募集に準じて行うものとする。

1 個別の教育支援計画の提出

在籍（又は出身）校の校長は、学校教育法施行規則第134条の2の2号及び第141条の2に基づき、合格者の個別の教育支援計画を令和8年3月19日（木）までに、合格先の特別支援学校長に提出する。ただし、学校教育法施行規則第95条1号に該当する者については、この限りではない。

2 入学許可

- (1) 特別支援学校長は、合格者のうち手続きをした者に対して、入学を許可する。
- (2) 特別支援学校長は入学許可者数を、令和8年4月13日（月）までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す報告用紙（様式7）により、特別支援教育課長に電子メールで報告する。
- (3) 特別支援学校長は、令和8年4月13日（月）までに、入学許可した生徒の氏名を出身中学校等の校長に通知するものとする。
- (4) 出身中学校等の校長は、入学した生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を令和8年4月20日（月）までに、入学先の特別支援学校長に送付する。

なお、送付状（鑑）の公印をもって、すべてが原本と相違ないことを証明するものとする。

- （５） 入学した生徒の指導要録の抄本又は写し等を受理した特別支援学校長は、速やかに受領書（様式は任意）を出身中学校等の校長に送付する。

３ この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。

<各特別支援学校の検査期日等>

	学校名	部 ・ 学科		入学願書受付期間	検査期日	合格者発表日
視 覚 障 害	盲学校	幼稚部(3、4、5歳)		一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
		高等部	普通科			
		高等部 専攻科	理療科 保健理療科			
聴 覚 障 害	ろう学校	幼稚部(3、4、5歳)		一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
		高等部	総合デザイン科			
		高等部 専攻科	理容科			
	ろう学校 佐世保分教室	幼稚部(3、4、5歳)		一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月18日(水) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
知的 障害・ 肢体不自由	佐世保 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
知的 障 害	佐世保 特別支援学校 北松分校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月18日(水) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)

知的障害	佐世保 特別支援学校 高等部 上五島分教室	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月18日(水) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
	島原 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
	虹の原 特別支援学校	高等部	就業サービス科	一次 令和7年12月1日(月) ～12月5日(金) 二次 令和8年1月21日(水) ～1月26日(月)	一次 1月13日(火) 二次 1月28日(水)	一次 1月21日(水) 二次 1月30日(金)
			普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
	虹の原 特別支援学校 高等部 対馬分教室	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月18日(水) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
	虹の原 特別支援学校 壱岐分校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月18日(水) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)

知的 障 害	鶴南 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
	鶴南 特別支援学校 五島分校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月18日(水) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
	時和 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
	時和 特別支援学校 西彼杵分校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月18日(水) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
	希望が丘 高等特別 支援学校	高等部	生活サービス科 流通サービス科 環境デザイン科	一次 令和7年12月1日(月) ～12月5日(金) 二次 令和8年1月21日(水) ～1月26日(月)	一次 1月13日(火) ～1月14日(水) 二次 1月28日(水)	一次 1月21日(水) 二次 1月30日(金)
	川棚 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ～2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ～3月10日(火)	一次 2月18日(水) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)

肢体 不自由	長崎 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ~2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ~3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
	諫早 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ~2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ~3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)
病弱・ 肢体不自由	桜が丘 特別支援学校	高等部	普通科	一次 2月 2日(月) ~2月 6日(金) 二次 3月 6日(金) ~3月10日(火)	一次 2月17日(火) 二次 3月12日(木)	一次 3月 5日(木) 二次 3月17日(火)

(高等部様式Ⅰ)

県外からの入学志願に関する特殊事情承認願

令和 年 月 日

長崎県教育委員会教育長 様

保護者氏名

下記の特殊事情を承認してくださるようお願いいたします。

なお、貴県以外の公立高等学校並びに特別支援学校へは志願していません。

志願者	氏 名		生年月日	平成 年 月 日
	現 住 所			
	入学後の住所 (予 定)			
	在籍 学校 出身	令和 年 月 日	学 校	卒業見込 卒 業
保護者	氏 名		志願者との続柄	
	現 住 所			
	長崎県内住所 (予 定)		転居年月日 (予 定)	令和 年 月 日
準保 ず護 る者 者に	氏 名		志願者との 続柄・間柄等	
	長崎県内住所	(電話番号)		
志願先学校		学 校 科		
事特 情殊	(具体的に)			
中学校長所見				
上記の記載に相違ないこと及び貴県以外の公立高等学校並びに特別支援学校を志願していないことを証明します。 令和 年 月 日 立 校長 氏名 印				

上記の願いを承認します。

令和 年 月 日

長崎県教育委員会教育長 前 川 謙 介

印

(注1) 虚偽の記載をした者については、当該校長は受検又は合格を取り消すことができる。

(注2) 保護者に準ずる者については、保護者が本県に居住できない場合に、祖父母、親戚等を記入すること。

(高等部様式Ⅱ)

追検査受検願

文 書 番 号
令和 年 月 日

特別支援学校長 様

中学校長
(公印省略)

貴校志願の本校生徒（卒業生）について、下記の理由により、追検査を受検させていただきますようお願いします。

志 願 者	受検番号	
	氏 名	
	理 由	

- (注) 1 追検査の対象となる者は、インフルエンザ等、本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査の一部又はすべての受検ができないと判断できる者に限る。
- 2 理由の欄は、学力検査当日に受検できなかった理由を具体的に記入すること。
- 3 追検査受検願（本様式）と併せて、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を添付して、中学校長から志願先特別支援学校長へ提出すること。

(高等部様式Ⅱ－Ⅰ)

文 書 番 号
令和 年 月 日

中学校長 様

特別支援学校長
(公印省略)

追検査受検の承認について

令和 年 月 日付け(文書番号)で申請のあったこのことについて、下記により承認します。

ついては、下記の対象生徒に別添の追検査受検許可証をお渡しいただくとともに、追検査当日持参するように御指導願います。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 対象生徒 | 〇〇〇中学校 〇〇 〇〇 |
| 2 受検番号 | 〇〇〇〇 |
| 3 集合日時 | 令和8年1月19日(月) 〇〇時〇〇分 |
| 4 集合場所 | 〇〇〇特別支援学校 |
| 5 その他 | 持参品については、本検査と同様である。また、受検票は、本検査と同じものを使用するので、必ず持参すること。 |

追検査受検許可証

令和 年 月 日

特別支援学校長
(公印省略)

下記の者に、追検査の受検を許可します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 受 検 番 号 | 〇〇〇〇 |
| 2 志 願 者 氏 名 | 〇〇〇〇 |
| 3 集 合 日 時 | 令和8年1月19日(月) 〇〇時〇〇分 |
| 4 集 合 場 所 | 〇〇〇特別支援学校 |
| 5 持 参 品 | <ul style="list-style-type: none">・ 追検査受検許可証(本用紙)・ 受検票(本検査と同じもの)・ その他の持参品については、本検査と同様である。 |

IV 特別支援学校高等部訪問教育入学者選考実施要領

I

募集

1 応募資格

保護者等と共に本県に在住し、長崎県立特別支援学校中学部もしくは県内の中学校を令和8年3月に卒業する見込みの者で、障害の程度が重度であるか又は重複しているため、もしくは長期の入院・療養等を行っているため、自宅又は福祉施設等からの通学及び寄宿舍への入舎が困難と認められる者とする。(障害の程度等の判断で、必要によっては診断書を求めることもある。)

2

募集要項

- 1 募集要項は、この実施要領に基づき県教育委員会で作成する。
- 2 志願者の在籍校の校長は、県教育委員会が作成した募集要項を志願者に提供する。

3

志願の手続き

1 志願

入学志願は、1校に限るものとする。

2 県外からの志願

県外からの志願は原則として認めない。特別の事情がある場合は、本県教育委員会に問い合わせること。

3 入学願書等の作成・提出

(1) 入学願書等の作成と選考手数料

- ① 入学志願者は、入学願書（訪問様式1）を作成し、返信用封筒とともに在籍校の校長に提出する。
- ② 選考手数料は無料とする。

(2) 調査書の作成

志願者の在籍校の校長は、志願者の調査書（訪問様式2）を作成する。

なお、志願者の履修状況により、訪問様式2-①又は2-②についても作成する。

(3) 入学願書等の提出

志願者の在籍校の校長は、保護者の意向を聴取したうえで、入学願書、調査書、返信用封筒を次の志願先校長に提出する。

志 願 先 学 校	生 徒 の 居 住 市 町
佐世保特別支援学校	佐世保市、小値賀町、佐々町、新上五島町
佐世保特別支援学校 北松分校	平戸市、松浦市
島原特別支援学校	島原市、雲仙市、南島原市
虹の原特別支援学校	対馬市
虹の原特別支援学校 壱岐分校	壱岐市
鶴南特別支援学校 五島分校	五島市
時和特別支援学校 西彼杵分校	西海市
長崎特別支援学校	長崎市、長与町、時津町
諫早特別支援学校	諫早市
桜が丘特別支援学校	大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

(4) 入学願書等の受付期間等

志願先学校での入学願書受付期間は、令和8年2月2日（月）から2月6日（金）まで（必着）とし、受付時間は、9時から16時（最終日は12時）までとする。

(5) 入学志願者数の報告

志願先校長は、入学願書の受付締切後、次により特別支援教育課長に報告しなければならない。

電子メール報告

【令和8年2月6日（金）12時から13時までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式Iにより電子メールで報告する。】

4 選考

1 選考

入学者の選考は、書類選考とし、志願者の在籍校の校長から提出された入学願書、調査書等を資料とし、志願先校長が行う。

2 入学者選考委員会

選考に当たっては、校長は入学者選考委員会を設置し、選考の公正を期するものとする。

3 その他

特別な事情がある場合は、志願先校長は、直ちにその旨を特別支援教育課長に報告し、必ず協議を行うこと。

5

合格者の発表

1 発表

令和8年3月5日（木）14時00分に各志願先学校のホームページにおいて受験番号のみを発表する。

2 報告

志願先校長は、合格発表後、次により特別支援教育課長に報告しなければならない。

電子メール報告

【合格発表日の14時00分から15時00分までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す別紙様式Ⅱにより電子メールで報告する。】

6

その他

1 入学許可

- (1) 特別支援学校長は、合格者のうち手続きをした者に対して、入学を許可する。
- (2) 特別支援学校長は入学許可者数を、令和8年4月13日（月）までに、令和7年度版特別支援学校教務必携に示す報告用紙（様式7）により、特別支援教育課長に電子メールで報告する。
- (3) 特別支援学校長は、令和8年4月13日（月）までに、入学許可した生徒の氏名を出身中学校等の校長に通知するものとする。
- (4) 出身中学校等の校長は、入学した生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を令和8年4月20日（月）までに、入学先の特別支援学校長に送付する。
なお、送付状（鑑）の公印をもって、すべてが原本と相違ないことを証明するものとする。
- (5) 入学した生徒の指導要録の抄本又は写し等を受理した特別支援学校長は、速やかに受領書（様式は任意）を出身中学校等の校長に送付する。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。

訪問様式Ⅰ

整理番号 ※

高等部訪問教育 入学願書

令和 年 月 日

長崎県立

学校長 様

本 人

保護者

貴校高等部第Ⅰ学年（訪問教育）に入学を志願いたします。

志 願 者	ふりがな		生年月日	平成 年 月 日	
	氏 名				
	現 住 所	〒 電話（ ） -			
保 護 者	現 住 所	〒		志願者 との続柄	
志 願 者 の 略 歴	平成 年 月		学校小学部 入学（通学・訪問） 小 学 校 入学（通常・特別）		
	令和 年 月		学校小学部 卒業（通学・訪問） 小 学 校 卒業（通常・特別）		
	令和 年 月		学校中学部 入学（通学・訪問） 中 学 校 入学（通常・特別）		
	令和 年 月		学校中学部（通学・訪問） 卒業見込 中 学 校（通常・特別） 卒業見込		

【記入上の注意】 ※印の欄は記入しない。

（ ）内は該当するものを○で囲む。（「特別」は、特別支援学級の略）

訪問様式 2

高等部訪問教育 調査書

						受検番号	※				
志 願 者	ふりがな				生年月日	平成 年 月 日					
	氏 名				年 齢	歳	性別				
	現 住 所	〒									
	略 歴	令和 年 月 長崎県立			学校中学部 卒業見込 中 学 校 卒業見込						
保 護 者	氏 名										
	現 住 所	〒									
健 康 診 断 の 記 録	診断年月日	令和 年 月 日			医 療 措 置 等	治療、手術、入院や訓練の必要性					
	視 力	右		聴 力					右		
		左							左		
	その他の疾病										
	運動規制及び生活規制										
障 害 の 状 況											
障害名 障害の程度 所 見											
障害名 障害の程度 所 見											
出欠の記録と主な欠席の理由											
学年	予定日数	欠席日数	学年	予定日数	欠席日数	学年	予定日数	欠席日数			
1			2			3					
理由			理由			理由					

注1) ※印の欄は、志願先学校で記入する。

注2) 障害の状況の所見については、標準検査の結果、診断書、身体障害者手帳、療育手帳等を参考にして、障害の程度が具体的にわかるように記入する。

教 育 活 動 に 係 る 実 態					
身 辺 処 理	生 活 リ ズ ム		身 体 状 況	姿 勢 保 持	
	食 事			移 動	
	排 泄			装 具 等 の 使 用	
	洗 面				
	着 脱		社 会 性	対 人 関 係	
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	表 現			集 団 参 加	
	理 解				
	手 段		そ の 他		
情 緒 ・ 行 動 ・ 適 応	情 緒				
	行 動 特 性				
	環 境 適 応				

訪問様式 2 - ①

学 習 の 状 況			
自 立 活 動		各 教 科 等	
		特 別 活 動	
		総 合 的 な 学 習 の 時 間	
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項			
本書の記載に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 記載責任者 職名 氏名 立 校長 氏名 印			

訪問様式 2 - ②

学 習 の 状 況			
国 語		職 業・家 庭	
社 会		外 国 語	
数 学		特 別 活 動	
理 科			
音 楽		自 立 活 動	
美 術			
保 健 体 育		総 合 的 な 学 習 の 時 間	
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項			
本書の記載に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 記載責任者 職名 氏名 立 校長 氏名 印			

V 付録

特別支援学校入学者選考検査得点の開示について

- 1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の開示（以下「簡易開示」という。）の対象となる個人情報
特別支援学校入学者選考検査の教科別得点及び総得点
- 2 簡易開示の開始日及び期間
 - ① 簡易開示を開始する日は、合格発表の翌日からとする。ただし、特別支援学校長は特別の理由がある場合には、簡易開示を開始する日を変更することができる。
 - ② 簡易開示を行う期間は、原則として、簡易開示を開始する日から起算して1か月間とする。ただし、開示期間の末日が、長崎県の休日定める条例（平成元年7月長崎県条例第43号）第1条に定める県の休日に当たるときは、当該開示期間は、その翌日までとする。
- 3 簡易開示を行う場所等
 - ① 簡易開示を行う場所は、選考検査等を受検した特別支援学校とする。
 - ② 簡易開示の請求は、簡易開示を行う場所で受け付ける。なお、受付場所には「簡易開示処理表」（様式6-1 参考様式）を備え、開示件数等を把握できるようにしておくものとする。
また、「簡易開示処理表」の保存期間は、令和8年度末までとする。
 - ③ 電話による簡易開示の請求は、受け付けないものとする。
- 4 簡易開示の請求者
 - ① 簡易開示の請求は、本人に限って認めるものとする。
 - ② 簡易開示の際の本人確認は、原則として、受検者本人による受検票の提示及び入学者選考時に提出された写真票により行うものとする。
- 5 開示の方法
 - ① 簡易開示の請求があったときは、本人確認を行ったのち、直ちに開示するものとする。
 - ② 簡易開示は、公文書の閲覧方式によるものとし、写しの交付は認めないものとする。
 - ③ 公文書の閲覧は、公文書に記載された本人の個人情報に係る部分のみを閲覧させる方法で行い、本人以外の情報が記載されている場合は、その部分を紙等で覆って、閲覧に供するものとする。
- 6 実施状況の報告
簡易開示を行った特別支援学校長は、簡易開示の期間終了後7日以内に「簡易開示実施報告書」（様式6-2）により特別支援教育課長あて報告するものとする。
- 7 その他
簡易開示を行う時間帯は、平日（土日、祝日以外の日）の9時から16時までとする。

(様式6-1 参考様式)

簡易開示処理表

令和 年度 長崎県立特別支援学校入学者選考検査

長崎県立

特別支援学校

番号	請求年月日	請求者氏名	本人確認用書類 (該当するものに○をつけ、必要事項を記入する)	備考
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	
			受検票、その他 ()	

(様式 6 - 2)

文 書 番 号
令和 年 月 日

特別支援教育課長 様

学 校 名
校 長 氏 名
(公 印 省 略)

令和 8 年度 長崎県立特別支援学校入学者選考検査 簡易開示実施報告書

長崎県個人情報保護条例第 2 4 条に基づく令和 8 年度の長崎県立特別支援学校入学者選考検査に係る開示件数を下記のとおり報告します。

記

(令和 7 年度内の実施分)

1 開示期間	令和 8 年 3 月 6 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日
2 開示件数	件
3 備 考	

(令和 8 年度内の実施分)

1 開示期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 4 月 6 日
2 開示件数	件
3 備 考	

(総実施分)

1 開示期間	令和 8 年 3 月 6 日 ~ 令和 8 年 4 月 6 日
2 開示件数	件
3 備 考	

注) 本報告書は、簡易開示期間終了後 7 日以内に特別支援教育課長あて提出すること。